⑵ Classification of the products to be procured : 15, 29
⑶ Nature and quantity of the services to be required : Telecommunication equipment maintenance
⑷ Service period : From 1 April, 2016 through 31 March, 2017
⑸ Service place : As in the tender documentation
⑹ Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
① not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
② in 2016 2017 2018 fiscal year is scheduled to be ranked to services A, B, C or D grade on "provision of services" in Tokai・Hokuriku Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency)
③ not be the stated person under the commencement of reorganization proceedings or under the beginning of rehabilitation proceedings (except for the person who has the procedure of reapplication under the notification of the competing participation qualification)
④ not be under suspension of nomination by Director-General of Chubu Regional Development Bureau from Time-limit for the tender to Bid Opening
⑤ not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned
⑥ acquire the erectric certificate in case of using Electric Bidding system
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
⑦ have proven to have actually fulfilled the service concerned or the service with performance similar to that of the service concerned.
⑺ Time-limit for submission of application forms : 16 : 00　2 February 2016
⑻ Time-limit for tender : 16 : 00　22 February 2016
⑼ Contact point for the notice : Yoshihiro Kobayashi, Accounting Division, Shounaigawa River Office, Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 5―52, Fukutokucho, Kitaku, Nagoya-Shi, Aichi-Ken, 462―0052 Japan. TEL 052―914―6712 ex. 220

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年12月24日
支出負担行為担当官
中国地方整備局長　丸山　隆英
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　34
1　調達内容
⑴ 品目分類番号　15、29
⑵ 調達件名及び数量　電気通信施設保守運転監視業務　一式（電子入札対象案件）
⑶ 調達案件の仕様等　入札説明書による。
⑷ 履行期間　平成28年４月１日～平成29年３月31日
⑸ 履行場所　入札説明書による
⑹ 入札方法　落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。
⑺ 電子入札システムの利用　本案件は競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。
なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に変えることができる。
2　競争参加資格
⑴ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵ 平成28・29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）定期審査（以下「定期審査」という。）において、希望する資格の種類を「役務の提供等」とし、希望する競争参加地域を中国として申請し、平成28年１月29日までに受付されていること。
なお、平成28年４月１日時点において、平成28・29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた中国地域の競争参加資格の認定を受けていなければならない。
⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
⑷ 申請書の受領期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑸ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑹ 下記のⓐ又はⓑの履行（施工）実績があることを証明した者であること。詳細については、入札説明書による。
ⓐ 入札説明書に定める保守又は点検業務の履行実績
ⓑ 建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の元請けとしての施工実績
⑺ 配置予定管理技術者が入札説明書に定める要件を満たしていること。
⑻ 支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること。
3　入札書の提出場所等
⑴ 電子入札システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
国土交通省電子入札システム
https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/
（若しくはhttp://www.e-bisc.go.jp/）
〒730―8539 広島県広島市中区上八丁堀６―30　国土交通省中国地方整備局総務部契約課購買第一係　電話082―221―9231　（内線2536）
⑵ 紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　⑴問い合わせ先と同じ
⑶ 入札説明書の交付場所及び交付方法　⑴の問い合わせ先で手交または郵送により交付。手交による交付は、交付の際、受領者の署名・押印を必要とする。郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
⑷ 電子入札システム及び紙入札方式による申請書の受領期限　平成28年１月29日17時00分
⑸ 競争参加資格確認の通知日　競争参加資格の有無の通知日は、平成28年２月４日を予定する。
⑹ 電子入札システム及び紙入札方式による入札書の受領期限　平成28年２月29日17時00分
⑺ 開札の日時及び場所　平成28年３月１日10時00分　国土交通省中国地方整備局入札室
4　その他
⑴ 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵ 入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶ 入札者に要求される事項
ⓐ 電子入札システムにより参加を希望する者は、上記３⑷に示す受領期限までに申請書データを上記３⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。
ⓑ 紙入札方式により参加を希望する者は、上記３⑷に示す受領期限までに必要な申請書を上記３⑵に示す場所に提出しなければならない。
なお、ⓐ、ⓑいずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。